

第 1 編 総則

第1節 計画の目的、理念及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の区域に係る防災に関し、総合化と計画化を図るため、次の事項を定め、その万全を期すことを目的とする。

- （1）本町の地域に関わる防災に関し、本町及び本町の地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱及び本町の概況と災害の記録
- （2）気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画
- （3）災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防、海難対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
- （4）公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- （5）その他必要な事項

2 計画の理念

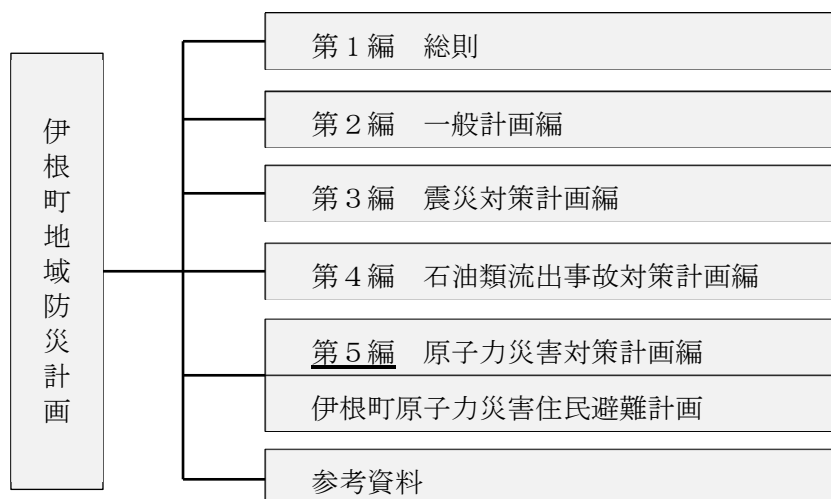
この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- （1）災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点に立って災害に強い地域づくりに努めるとともに伊根町業務継続計画により、早期の復旧・復興に努める。
- （2）災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。
- （3）防災対策、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施設・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- （4）災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- （5）東日本大震災及び能登半島地震を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。

3 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般計画編、第3編を震災対策計画編、第5編を原子力災害対策計画編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第4編を石油類流出事故対策計画編とし、海上における船舶事故等による石油類の流出及び、それに伴う火災が発生した場合の対策について記述した。

なお、第5編 原子力災害対策計画編に付属する伊根町原子力災害住民避難計画と、巻末には本計画に必要な参考資料を掲載した。



4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

従って、各機関は、町防災会議の要請により、関係ある事項について、指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

また、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、町内の居住者等から地区防災計画の提案があった場合は、町防災会議の審議の上、計画の修正を行う。

5 計画の周知徹底

この計画は、伊根町防災会議委員の属する機関をはじめ関係公共機関等において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に関わる計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底を図るものとする。

第2節 防災の基本方針（防災ビジョン）

本町は、立地条件からみて台風、洪水、地震、津波等の災害発生原因を内包しており、これらの被害防止と住民の安全を守ることは本町の責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

1 風水害

台風や集中豪雨による災害の規模は、昭和40年9月10日の台風23号や昭和58年9月27日～28日の台風10号、平成16年10月20日の台風23号等多くの台風等による被害の大きさに立証済みであり、この教訓を活かしてまず災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画の検討をはじめ、予防治山や河川改修工事、海岸保全事業等の促進等について関係機関、関係団体との協議を深め、住民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、町行政情報配信システム「いねばん」を活用し、災害対策本部から避難時についての的確な指示を送り、災害を最小限にとどめるように努める。

2 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また、建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防、思想の高揚に努めるとともに、民間企業の自衛消防意識の向上を図る。消防力の充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

3 震災

昭和2年3月7日に発生した北丹後地震（丹後大地震）は、網野町付近を震源地とするM7.6の最大級のものであり、被害は、与謝郡、竹野郡、熊野郡、中郡の4郡に及んだ。本町でも死者3名、全半壊家屋は1,138戸にのぼる大きな被害を受けた。

地震による被害は、地盤との関連が非常に強くなっており、今後の地震による被害の軽減策の一環として、地盤の状況を把握することが必要である。

本町が経験した最大級の地震は、北丹後地震であるが、将来同じような地震が発生した場合においても、都市化の進展や発生時期等社会的、自然的条件の変化により、倒壊家屋の増加や火災の発生、又、地震による津波等被害の増大が予想され、さらには阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な地震も予想されるので、これら地震被害に対する的確な対応ができるよう態勢を整えるものとする。

4 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

全ての災害に対して、要配慮者である高齢者や障がい者、乳幼児、外国人、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。また、本町の地理的条件により避難所や町外への避難は、場所により迅速若しくは円滑に行えない箇所がある。

本町は防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

5 住民及び事業所の基本責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、本町が処理する防災業務について、自発的に協力する。

（1）住民の基本責務

「自らの命は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする本町、宮津与謝消防組合と消防団の行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、本町が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

（2）事業所の基本責務

事業所の事業者（管理者）は、本町及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、本町、府、並びに本町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理が、町域に関わる防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

本町及び本町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。（原子力災害対策計画については、原子力災害対策計画編第1章第9節に記載する。）

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
伊根町	(1) 伊根町防災会議及び伊根町災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害に関する予警報の連絡 (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施 (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進 (7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (9) 災害の防除と拡大の防止 (10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を必要とする者に対する防災上必要な措置 (11) 避難所における良好な生活環境の確保 (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保 (13) 被災企業等に対する融資等の対策 (14) 被災町営施設の応急対策 (15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 (16) 災害廃棄物の収集、処理 (17) 災害時における文教対策 (18) 災害対策要員等の動員 (19) 災害時における交通、輸送の確保 (20) 被災施設の復旧 (21) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (22) 被災者の援護を図るための措置 (23) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
宮津与謝消防組合	(1) 消防に関する組織の整備及び訓練 (2) 消防に関する物資、機材、施設（消防団、水利事務を除く。）の整備 (3) 災害の防御、警戒 (4) 要救助者の救出、救助 (5) 傷病者等の救出、搬送 (6) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 (7) 火災警報の発令 (8) 危険物施設の指導・命令等 (9) その他、防災会議が必要と認める事務又は業務

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
府		(1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 災害に関する予警報の連絡 (4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供 (5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施 (6) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他住民の自発的な防災活動の促進 (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言 (8) 災害の防除と拡大の防止 (9) 救助、防疫等被災者の救援保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を必要とする者に対する防災上必要な措置 (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保 (11) 被災企業等に対する融資等の対策 (12) 被災府営施設の応急対策 (13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 (14) 災害時における文教対策 (15) 災害時における公安の維持 (16) 災害対策要員等の動員 (17) 災害時における交通、輸送の確保 (18) 被災施設の復旧 (19) 市町村、その他の防災機関等との連絡調整、指示、あっせん等 (20) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結
府 出 先 機 関	丹後広域振興局	(1) 京都府丹後災害対策支部に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備と訓練 (3) 災害に関する予警報の連絡 (4) 伊根町災害対策本部、自衛隊その他関係機関等との連絡調整 (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報 (6) 被災企業等に対する融資等の対策
	丹後土木事務所	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 京都府管理の河川、海岸、道路、橋梁、砂防関係施設等の被害状況調査、報告及び応急対策 (3) 水防資材の整備点検及び調達・輸送 (4) 災害による水防活動の指導 (5) 京都府管理の公共土木施設の災害復旧 (6) 水防に関する予警報の連絡 (7) 道路除雪対策
	丹後保健所	(1) 医薬品等の供給 (2) 医療機関の被害状況調査及び応急対策 (3) 医療救護及び防疫対策
	丹後教育局	(1) 教育関係被害状況の収集整理及び応急対策 (2) 災害地における児童・生徒の応急教育 (3) 教科書の調達及び配分 (4) 災害時における休校、登下校の措置

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
府 出 先 機 関	宮津警察署	(1) 災害に関する情報収集 (2) 被災者救出救助及び避難誘導措置 (3) 被災地及び避難所における犯罪の予防検挙 (4) 行方不明者の相談 (5) 危険物の応急対策 (6) 検視、被災遺体の身元確認 (7) 被災地及びその周辺の交通規制 (8) 緊急交通路の確保 (9) 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付
	近畿管区警察局	(1) 管区内警察の指導調整に関すること (2) 他管区警察局との連携に関すること (3) 関係機関との協力に関する事項 (4) 情報の収集及び連絡に関すること (5) 警察通信の運用に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	近畿財務局	(1) 公共土木等被災施設の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
	近畿厚生局	(1) 救護等に係る情報の収集及び提供
	近畿農政局	(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農業関係被災状況の収集報告 (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導 (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧 (6) 土地改良機械の緊急貸付 (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策 (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整
	近畿中国森林管理局 京都大阪 森林管理事務所	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策用資材の供給
	近畿経済産業局	(1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 (3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援 (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達
	中部近畿 産業保安監督部 近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保
	近畿運輸局	(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等の実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	近畿地方整備局	(1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関する こと (4) 指定河川の洪水予報、水防警報の発表及び伝達に関すること (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導 (8) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置 (11) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支 援に関すること
	大阪航空局 大阪空港事務所	(1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安 (2) 遭難航空機の捜索及び救助
	大阪管区气象台 (京都地方气象台)	(1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運 動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
	国土地理院 近畿地方測量部	(1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真 等）の把握及び提供に関すること (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に 関すること
	第八管区 海上保安本部 舞鶴海上保安部	(1) 海難救助、海上警備、海上の安全確保 (2) 航路標識等の保全 (3) 災害時における船舶・航空機による救助物資及び避難者の輸送 (4) 海上の流出油に対する防除措置の調整
	近畿総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理の統制管理 (2) 非常時における重要通信の確保 (3) 非常通信協議会の育成指導 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練 (5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導 (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出 (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
	京都労働局 丹後労働基準監督署	(1) 産業災害予防対策 (2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働 者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施 (3) 災害応急対策に必要な労働力の確保
	近畿地方 環境事務所	(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情 報収集及び災害査定に関すること (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報 収集及び関係機関との連絡・調整
	近畿中部防衛局	(1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関する こと (2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都 府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊（陸上自衛隊 第7普通科連隊、 海上自衛隊舞鶴地方隊、 航空自衛隊 経ヶ岬分屯基地）		（1）災害の予防及び災害応急対策の支援
指定 公 共 機 関	N T T西日本 株式会社 （京都支店）	（1）災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 （2）電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。 （3）災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 （4）災害を受けた通信設備の早期復旧 （5）災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携
	K D D I株式会社 （関西総支社）	（1）～（5）（同上）
	株式会社N T T ドコモ関西支社	（1）～（5）（同上）
	ソフトバンク 株式会社	（1）～（5）（同上）
	N T Tドコモ ビジネス株式会社	（1）～（5）（同上）
	楽天モバイル 株式会社	（1）～（5）（同上）
	日本赤十字社 （京都府支部）	（1）災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護 （2）災害時における被災者の救護保護 （3）災害救助等の防災ボランティアとの連絡調整 （4）義援金の募集及び義援品の募集・配分
	日本放送協会 （京都放送局 丹後舞鶴支局）	（1）住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底 （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底 （3）社会事業団等による義援金品の募集・配分
	関西電力株式会社 （京都支店）	（1）ダム施設等の整備と防災管理 （2）災害時における電力供給 （3）被災施設の応急対策及び復旧
	関西電力送配電 株式会社	（1）電力供給施設等の整備と防災管理 （2）災害時における電力供給 （3）被災施設の応急対策及び復旧
	日本銀行 （京都支店）	（1）通貨の円滑な供給の確保 （2）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請等
	日本通運株式会社 （京都支店）	（1）災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
	日本郵便株式会社 （伊根郵便局、 本庄郵便局）	（1）災害時における郵便物の送達の確保 （2）被災地あて救助用郵便物の料金の免除 （3）被災者に対する郵便はがき等の無償交付 （4）被災者が差し出す郵便物の料金免除 （5）郵便局の窓口業務の維持
指定 地	株式会社京都放送	（1）住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底 （3）社会事業団等による義援金品等の募集・配分

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
方公共機関	一般社団法人 京都府医師会	(1) 災害時における医療救護の実施
	株式会社 エフエム京都	(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 (3) 社会事業団等による義援金品等の募集・配分
	一般社団法人 京都府バス協会	(1) 協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人 京都府トラック協会	(1) 協会所属各社との連絡調整
	一般社団法人 京都府LPガス協会	(1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保 (2) 災害時における液化石油ガスの供給確保 (3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整
	公益社団法人 京都府看護協会	(1) 災害時における医療救護の実施 (2) 避難所における避難者の健康対策
	一般社団法人 京都府薬剤師会	(1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供 (2) 調剤業務及び医薬品の管理
	一般社団法人 京都府歯科医師会	(1) 避難所における避難者の健康対策 (2) 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力
	宮津与謝環境組合	(1) 防災のための施設整備と防災管理 (2) 災害時における廃棄物の適正処理
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	町内農地管理団体等	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧 (3) 湛水の防排除施設の整備と運用
	京都農業協同組合	(1) 家畜、農作物等の被害対策と被災農家の指導 (2) 農業用資材、農薬、肥料等の復旧必要資材の確保、あっせん及び配布 (3) 防除の実施と指導
	京都府漁業協同組合	(1) 漁船、漁具の待避指導 (2) 養殖施設の管理指導 (3) その他被災漁業者の復旧指導等
	宮津地方森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 (2) 復旧資材等の確保、あっせん及び配布 (3) 被災組合員に対する復旧指導等
	伊根町 社会福祉協議会	(1) 災害時におけるボランティアの受入れ、活動の調整・支援等を行う災害ボランティアセンターの運営 (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (3) 要配慮者の救援、救護及び生活支援活動の提供協力 (4) 災害時における要配慮者の移送
	丹後海陸交通 株式会社	(1) 災害時における緊急避難輸送 (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 (3) 災害時における観光客の円滑な避難輸送への協力
	与謝医師会 病院等経営者	(1) 医療施設の整備と避難の訓練 (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護
	金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置
	社会福祉施設経営者	(1) 災害時における施設利用者の安全確保 (2) 要配慮者の救援、救護の提供協力

1 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	区（自治区）	（1）地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報 （2）避難の誘導、指定避難所の運営に関する協力 （3）一時避難所の開設及び運営 （4）地域内に発生した事項についての応急措置 （5）各種機関に対する協力
	伊根町商工会等	（1）副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査、名簿の作成及び物資調達協力 （2）副食物、生活必需品の購入に対する協力
	液化石油ガス取扱機関	（1）液化石油ガスの防災管理 （2）災害時における液化石油ガスの供給
	伊根町建設業協会	（1）災害時における公共土木施設応急復旧対応
	伊根町給水装置工事事業者	（1）災害時における給水装置応急復旧対応
	伊根町集落排水設備指定工事店	（1）災害時における排水設備応急復旧対応

第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

1 位置

本町は、府の北部、丹後半島の北端に位置し、京都市を隔てること 87 km、東部から北部は日本海に面し、南部は宮津市、西部は京丹後市に接しており、太鼓山、権現山を中心とした山々により境をなしている。

本町の位置



役場の位置		広ぼう (km)		海拔 (m)		面積 (km ²)
東経	北緯	東西	南北	最高	最低	
135° 17'	35° 40'	10.6	12.0	683.1	0	61.95

次表から分かるように、本町の総面積の約 74%が森林・原野で占められている。利用可能な土地についてほとんどが農用地となっているものの、全体に占める割合は 5.1%にすぎない。しかし、わずかな海岸部の平地を利用して漁業が営まれている。

土地利用の状況

令和 6 年現在

地域区分	総面積 (km ²)	構成比 (%)
農用地	3.18	5.13
田	2.54	4.10
畑	0.64	1.03
森林	46.12	74.45
宅地	0.63	1.02
その他	12.02	19.40
合計	61.95	100.00

資料 町勢要覧資料編

2 地形・地質

本町は、鷲崎鋤崎から太鼓山、碓峠、権現山を経て経ヶ岬にのびる尾根と、若狭湾に面した海食崖に囲まれた町である。

本町を地形的に分けると、東部の海岸地域、中部の筒川本流沿いの本庄平野と西部山岳地帯とすることができる。海岸線が 28 kmに及ぶ東部海岸地域は、山が急峻に迫り、新井・野室は民家のある標高 50m～80mのところは段丘面で、その前方は海食崖となっており隆起地形を示している。

〔伊根防〕

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

新井崎北方ののろせ海岸や蒲入北方のカマヤ海岸は、断層によりできたもので、奇岩、絶壁が多く景勝の地である。

南部の海岸は、鷲崎鋤崎が突き出て青島とともに天然の防波堤をなし、波静かな伊根湾を形成している。

伊根湾は三方を山に囲まれ、入り江をなし、ほとんど外海の風波を受けず、穏やかであり天然の良港をなしている。この伊根湾には海岸に沿って横一列に舟屋が建ち並び、他に例を見ない独特の風情をもった舟屋の集落が形成されている。

筒川の堆石作用によってできた中部地域の本庄平野では、クルスノより本庄上、本庄宇治、本庄浜まで約3km、幅500mにわたる沖積盆地で、東に向かって発達しているが河成段丘は認められない。

筒川本流は、この本庄沖積盆地を貫流して若狭湾本庄浜に注いでいる。

本庄平野は一般に「本庄田圃(たんぼ)」と呼ばれ、本町で一番広い穀倉地帯をなし、本庄浜・本庄宇治・本庄上・野尻等の集落が散在している。

西部山岳地域には、本町最高峰である太鼓山(683m)がそびえておりマキ尾・笠山・碓山・権現山・船津山等500m～600m級の山が、全体に平坦な山並として遠望され、地質学的には丹後半島の中央高台といわれるものである。山裾に点在する福ノ内・足谷・吉谷・田坪等は、中央高台の侵食によってできたV字形の峡谷にある集落である。

中央高台の台面である太鼓山から碓峠にかけては、穏やかな地形をなして碓高原とよばれ、冬は積雪が多く厳しいが夏は涼しく、牛の飼育に適し、優良な「筒川牛」を産出する大きな要因となっている。

地質は、中央部が第3紀層におおわれ、東北部には第3紀新安山岩が分布し、南部には第3紀旧安山岩が、西部には流紋岩も見られる。丹後半島には大きな断層線がいくつも見られるが、宮津湾西側の本町からは野田川に至る急崖はかつての断層線であり、山頂から海に伸びる谷は断層崖によってできた壮年期の浸食谷である。段丘面を追跡すると久美浜湾から東に行くほど高くなっており、丹後半島には西に低く東に高い傾動隆起を引き続き起こしていることが分かる。

3 自然的要因

(1) 気候

当地方は山陰地方特有の多雨、多湿の気候であり、四季を通じて雨量が極めて多く、積雪があるときに豪雪を見る年もある。本町の気象は概観すると、伊根、朝妻地区の海岸部と、本庄、筒川地区の山間部とでは気象条件が大きく異なり、海岸部の気候は、日本海を西から沿岸にそって北東に進む対馬海流(暖流)の影響を受けて山間部と比べて2～3℃暖かい。年間降水量は平年1,700mmから2,000mmであり、2015年から2024年の平均は、1921.3mmとなっている。

霜は平年11月初旬に始まり、翌年4月初旬に終わる。降雪期間は平年で12月初旬～翌年3月中旬であり、積雪量は平年海岸部で50cm～60cmであるが、山間部では1m以上の積雪がある。

気象庁観測所「宮津」の数値を用いた近年の10年ごとの気象状況

10 年平均				1995-2004	1995-2004	2005-2014	2015-2024
降水量	合計		(mm)	1709. 1	1856. 7	1975. 85	1921. 3
	最大	日	(mm)	97. 5	92. 8	109. 75	107. 95
		1 時間	(mm)	31. 8	31. 6	38. 4	42. 3
気温	平均	日 平均	(℃)	14. 31	14. 68	14. 71	15. 41
		日 最高	(℃)	18. 75	18. 91	19. 36	20. 3
		日 最低	(℃)	10. 32	10. 9	10. 8	11. 37
	最高		(℃)	35. 66	35. 86	36. 82	37. 45
	最低		(℃)	-3. 78	-3. 96	-3. 6	-3. 57
風速	平均風速		(m/s)	1. 95	1. 93	2. 06	1. 99
	最大風速	風速	(m/s)	11. 6	9. 9	11. 83	11. 99
	最大瞬間風速	風速	(m/s)	データ無	データ無	21. 43	21. 26
日照時間			(h)	1252. 27	1409. 97	1604. 49	1704. 29

※瞬間最大風速は、2006年からのデータ

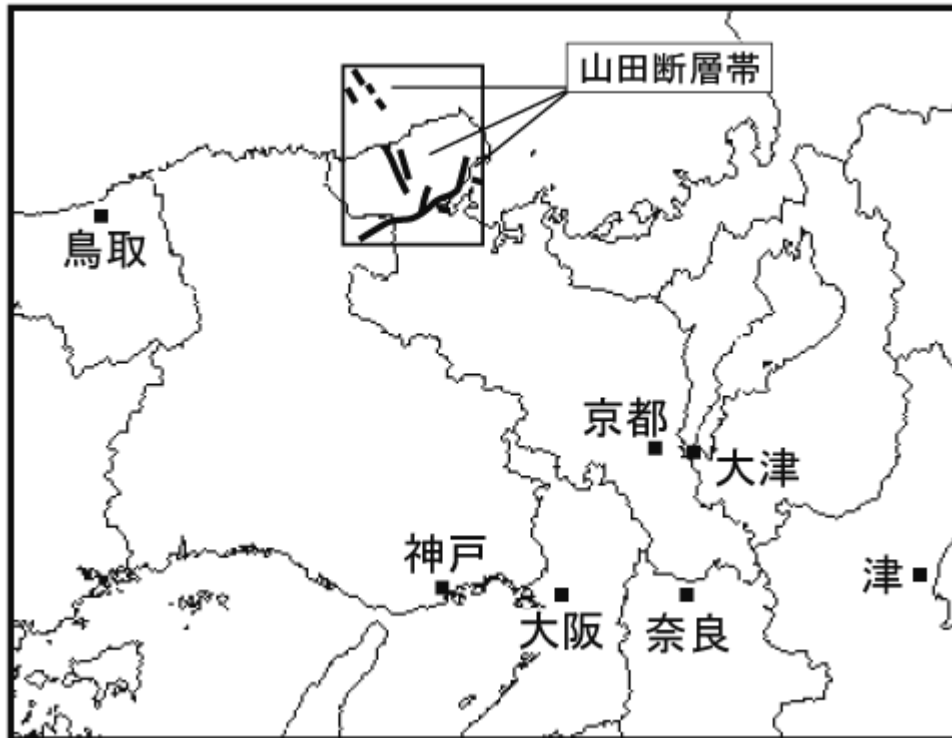
(2) 断層

丹後半島には活断層があり、昭和2年に発生した丹後大地震によって山田断層も活動した。

本町周辺に見られる断層線を作った地震の規模は、碓峠より太鼓山を南東に走るものでM7.3、亀島から北東にのびるものでM7.1、経ヶ岬から蒲入海岸を作ったものでM7.1となっている。

郷村断層帯を含む山田断層帯の断層分布図

- 郷村断層帯：日本海中及び府内北部に南北に走る
- 山田断層帯：郷村断層帯の南側に東西に走る。広義では郷村断層帯を含む



活断層は地震発生時において大きな被害をもたらす可能性もあり、今後も予断を許さない。

本町は、立地条件からみて台風、洪水、地震、津波等の災害発生原因を内包しており、これらの災害防止と住民の安全を守ることが本町の責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。

4 社会的要因

(1) 人口

本町の人口の推移は、多くの農山村と同様、大きな減少を示しており、昭和35年の6,958人と令和2年の1,928人を比較すると減少率は72.3%にも及び人口減少の抑制は、町域活性化の最大の目標といっても過言ではない状況となっている。また、地域別では、内陸部の筒川地区の減少が最も多くなっており、農山村部での過疎化が特に進行している。

人口及び世帯数の推移

区分 \ 年度	昭 45	昭 50	昭 55	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17	平 22	平 27	令 2
人 口 (人)	4,779	4,283	4,021	3,792	3,586	3,361	3,112	2,718	2,410	2,110	1,928
世帯数 (世帯)	1,176	1,133	1,097	1,089	1,038	1,042	1,056	975	939	873	849
人/世帯	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.2	2.9	2.8	2.6	2.4	2.3

(資料 国勢調査)

出生率の低下による年少人口の減少と年々進む高齢化、さらに産業構造の変化に伴う昼間人口の流出率の増加等が着実に進んでおり、防火力の面からも重要な課題である。

(2) 産業

本町の産業は、農林水産業を中心とした第1次産業を基幹としている。

産業全体では、担い手の増加や担い手のため、所得向上を目指した6次産業化等を推進する必要がある。

また、産業基盤の老朽化が進んでいることから、計画的に修繕や更新を進めていく必要がある。

ア 農業

農業は、水稻作を中心にそば栽培、京野菜のハウス栽培等が行われ、一部酒米や飼料用米も作付けされている。水稻が作付面積 106ha、収穫量 513t となっている。同様に、そばが作付面積 17ha、収穫量 3t となっている。なお、本町の耕地面積は 249ha であり、平成 14 年からの 20 年間で約 23%減少している。(数値はいずれも作物統計調査 令和 4 年)

近年は担い手の組織化が進み、集落営農や法人経営による農業が行われ、農村景観の保全にも寄与している。なお、平成 27 年度以降新規就農者がおらず、後継者の不足や従事者の高齢化、リタイアによる従事者人口の減少、自然災害や野生動物による被害等農業を取り巻く問題を解決していく必要がある。

イ 林業

本町の林野面積は、5,090ha (京都府林業統計 令和 6 年) となっている。林業は、材価の低迷や不在地主の発生、さらに従事者の高齢化、担い手不足から山林の放置が進んでいる。今後は、林業振興のほか森林の公益的機能の発揮や災害の未然防止の観点から対策を講じる必要がある。

ウ 水産業

漁業は、水産会社による大型定置網漁を中心に、個人事業者による小型定置網、一本釣り、はえ縄、採貝藻、養殖等多様な漁業が行われている。近年は漁業を生業にしたい移住者が水産会社へ就職するケースが増え、府の研修制度による支援もあり水産会社に就職して漁業に従事する人数は維持されているが、水産資源の減少や魚価の低迷、個人の漁業従事者の高齢化、厳しい労働環境による後継者不足といった問題がある。

漁業においては、伊根、新井、泊、浦島、本庄の 5 漁港を基地に運営されており、2,774 t、8.9 億円にのぼり、水産物を消費者に安定的に供給する基地とともに、産業振興及び定住促進を図る上で重要な役割を果たしている。そのうち、大型定置網を用いた漁業が 2,661 t、7.4 億円と大半を占めている。また、魚種ごとでは、漁獲高ではいわし類が、また金額ではぶり類が最も多くなっている。(数値はいずれも京都府海面漁業生産高 令和 5 年)

今後は、漁業生産を支える漁港等の基盤整備により安全性、機能性の向上が必要である。

エ 商工業

本町の工業の中心だった機業は、繊維業界の不況や高齢化により衰退し、現在ではほとんど残っていない。また、機業に代わる新たな工業の進出も見られない。

今後は、飲食小売を中心に農林漁業や観光業と連携し、観光客の増加に伴う経済効果をまち全体が実感できる施策の展開が求められる。

オ 観光

伊根浦舟屋群を核とした観光振興を推進し、集客施設の整備等に取り組んだ結果、民間宿泊施設の増加にもつながった。平成20年頃から年25万人前後で推移していた観光入込客数は、平成27年に年30万人を突破した。増加する国内外の観光客の対応として、無料Wi-Fiの整備やマナーブックの作成、ホームページの多言語化等を実施しているが、観光客の受皿不足や観光公害等の問題が大きくなり対策が必要となっている。

今後は、伊根地区から他地域への観光ネットワークや町内全体で連携した観光関連産業の構築と、観光客の受皿の充実を図りながら、町内への滞在時間を増やす「滞在型観光」の増加とともに、町外からの交流人口のさらなる増加が必要となっている。

産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	3,661	3,000	△18.1	2,811	△23.2	2,533	△30.8	2,455	△32.9	2,289	△37.5	1,992	△45.6
第1次産業 就業人口	3,024	2,189	△27.6	1,489	△50.8	1,092	△63.9	856	△71.7	960	△68.3	723	△76.1
第2次産業 就業人口	135	341	152.6	651	382.2	845	525.9	795	488.9	692	412.6	636	371.1
第3次産業 就業人口	502	469	△6.6	669	33.3	593	18.1	804	60.2	637	26.9	633	26.1

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	1,849	△49.5	1,561	△57.4	1,332	△63.6	1,114	△69.6	1,080	△70.1	965	△73.6
第1次産業 就業人口	550	△81.8	392	△87.0	412	△86.4	312	△89.7	278	△90.8	252	△91.7
第2次産業 就業人口	484	258.5	286	111.9	213	57.8	173	28.1	115	△14.8	114	△15.6
第3次産業 就業人口	815	62.4	883	75.9	707	40.8	629	25.3	630	25.4	597	18.9

※1 増減率は、昭和35年を基準として算出

(3) 交通

本町は、一般国道178号により宮津市及び京丹後市丹後町に連絡が保たれている。ほかに近隣市町に通ずる路線は、主要地方道弥栄本庄線、一般府道久僧伊根線、下世屋本庄線であり国道を含め、これらの路線は整備が必要な区間も多く残されており、今後はバイパス及びトンネル等の改良整備が望まれる。これらの骨格的幹線の整備とあわせ、集落間の連絡道、集落道、冬季積雪により通行困難となる漁港関連道等、生活に密着した道路や観光の軸線ともなり得る道路網の形成等が必要となっている。

また、冬期間における除雪については、一層の迅速化が望まれるが、融雪装置等の導入により機械除雪の困難を解消することが必要である。

町内唯一の交通機関である民営バスについては、運行回数及び時間帯等の問題もあり、乗客は減少の傾向にある。

本町では、小集落が点在しており、日常生活もさることながら、災害発生時における緊急輸送路、非難路等の確保という点からみても、今後さらに交通連絡網の充実を図る必要がある。

5 過去における災害の概要

本町は毎年のように襲来する台風等による風水害が最も多く、ときには本町に大きな被害を及ぼしている。また、平成2年及び平成9年に起きた貨物船油流出事故のように広い範囲に海洋汚染をもたらすような事故災害も起きている。なお、これらの災害は次の一覧表のとおりである。

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

(1) 風水害等

年次	名称	災害の種類	月日	災害の概要 (激甚地)	被害者 総数	人的被害 (人)		
						死者	不明者 行方	負傷者
昭 34	8.13 災害	水害	8.13 ～14	台風7号の影響と前線の停滞による豪雨、総雨量 250mm。住宅、道路、農産物が甚大な被害を受けた	132	-	-	-
	伊勢湾台風 (15号台風)	水害	9.25 ～26	雨量215、海上風速50m。伊根航路欠航、漁業関係被害甚大、本庄、筒川の水田60ha冠水	163	-	-	-
35	集中豪雨	水害	7.12	7月11日夜半から豪雨となり145.7mmの降雨を示し府道、田畑の冠水、交通遮断、人命救助1人(本庄筒川地区)	86	-	-	1
36	第2室戸台風 (18号台風)	風水害	9.15 ～16	総雨量181.6mm、瞬間最大風速35mを記録、水田の流失埋没7.7ha、冠水20haの被害となった	76	-	-	-
	10月水害	水害	10.26 ～28	総雨量260mmとなり、本庄上、本庄宇治間交通遮断となり、大被害を受けた(伊根、本庄地区)	45	-	-	-
37	12月風浪	風浪	12.5 ～8	12月4日夜半から風浪がひどくなり、漁港内に避難中の漁船及び各施設に甚大な被害を受けた	88	-	-	-
38	38年1月豪雪	豪雪	1.3 ～ 2.28	1月28日から2月4日の間に最高積雪7.6mを示し救援隊を派遣し、本町全能力を傾注してこれに対処する	3,544	-	-	-
	8月大雨	水害	8.31	8時から9時にかけて集中的に不利、筒川地区において128mmに達し、多大の損害を与えた(朝妻、本庄地区)	82	-	-	1
39	台風20号	風水害	9.24 ～25	8時30分から10時にかけてもっとも激しく、この間最大雨量は82mm	103	-	-	-
40	台風23号	風水害	9.14 ～15	最大瞬間風速38m、総雨量97mm、全地域被害甚大	2,236	-	-	-
	台風24号	風水害	9.14 ～15	最大瞬間風速33m、総雨量176mm、全地域被害甚大	149	-	-	-
42	台風22号	風水害	9.12 ～13	台風22号の本土接近にともない前線が活発となり、筒川地区において192mmの豪雨をもたらした	438	-	-	-
	台風34号	風水害	10.27 ～28	台風34号本土上陸にともない北西の風雨が強く雨量147mm、特に海岸部での被害多し	657	-	-	-
45	6.15大雨	水害	6.14 ～16	総雨量250mm(伊根小学校)	103	-	-	-
46	台風23号	風水害	8.3 ～31	四国に上陸し紀伊半島を通過瞬間最大風NNW28.3m/sec(舞鶴)総雨量180mm	不明	-	-	-
47	47.6月豪雨	水害	6.7 ～8	総雨量86mm(伊根小学校)	不明	-	-	-
	47.7月豪雨	水害	7.10 ～17	総雨量438mm(伊根小学校)	不明	-	-	-
	台風20号	風水害	9.16 ～17	紀伊半島に上陸し能登半島に抜ける。瞬間最大風速NNW35.8/sec(舞鶴)、総雨量180mm	-	-	-	-

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

住宅被害（戸）					被害総額（千円）						
全壊	流出	半壊	浸床上	浸床下	農林	水産	土木	商工	住宅	その他	総額
-	-	2	-	27	15,640	-	22,234	4,400	3,000	-	45,274
-	-	5	-	24	22,261	15,856	112,655	2,033	16,134	-	168,939
-	-	2	-	14	2,615	-	20,030	145	2,500	-	25,290
1	-	4	-	11	8,865	1,930	6,415	-	12,442	-	29,652
2	-	1	-	5	4,540	-	28,211	-	3,425	-	36,176
-	-	-	-	-	48,955	-	-	-	-	-	48,955
5	-	19	-	-	38,792	150	-	-	7,899	-	46,841
-	-	-	-	15	1,708	-	8,088	-	-	-	9,796
-	-	-	-	-	1,708	-	8,088	-	-	-	9,796
-	-	451	-	57	16,905	109,536	1,478	-	27,940	-	156,259
1	-	1	-	29	40,842	13,325	28,375	-	7,629	-	90,171
-	-	-	-	3	2,477	-	2,361	-	80	-	4,918
-	-	-	-	4	2,465	-	-	-	10	430	14,872
-	-	-	2	16	5,965	-	3,930	-	-	1,500	11,790
-	-	-	-	-	32,222	-	400	-	-	500	33,122
-	-	-	-	1	6,379	-	2,150	-	-	-	8,529
-	-	-	-	14	26,084	-	5,230	-	-	395	31,709
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

年次	名称	災害の種類	月日	災害の概要 (激甚地)	被害者 総数	人的被害（人）		
						死者	不明者	行方 負傷者
49	台風 18 号	風水害	9. 8 ～ 9	紀伊半島に上陸し能登半島に抜ける。瞬間最大風速 NNW15.1/sec（舞鶴）総雨量 180mm	-	-	-	-
50	台風 6 号	風水害	8. 22 ～ 23	南海海上を通過。総雨量 102mm（伊根小学校）	不明	-	-	-
	台風 17 号	水害	9. 8 ～ 12	台風 17 号の影響で前線の停滞による長雨。総雨量 346mm（伊根）	-	-	-	-
51	1952 年 1 月 大雪	大雪	51. 12. 2 6 ～ 52. 3. 5	積雪状況 平山 140 cm 本庄上 180 cm 寺領 235 cm	不明	-	-	-
52	7 月 5 日 大雨	大雨	7. 5	7 月 4 日 19 時 20 分から翌日 9 時までの間に総雨量 143mm（伊根）、全地域に被害甚大	不明	-	-	3
53	53 年夏季の 干ばつ	干ばつ	夏季		-	-	-	-
54	台風 16 号	風水害	9. 3 ～ 10. 1	台風 16 号による風水害。総雨量 132mm（伊根町）。瞬間最大風速 33.4mm/sec。最大風速 21.1/sec（舞鶴）	139	-	-	-
	台風 20 号	風水害	10. 18 ～ 19	台風 20 号による風水害。総雨量 160mm（伊根町役場）	34	-	-	3
55	冷夏	冷害	6 月 ～ 9 月	冷害による農作物被害	-	-	-	-
	台風 13 号	風水害	9. 11		不明	-	-	-
56	56 年 1 月 豪雪	雪害	1. 6 ～ 3. 20	最高積雪 平田 108 cm 本庄上 155 cm 寺領 165 cm	120	-	-	2
	56 年 7 月 豪雪	水害	6. 3 ～ 7. 3		不明	-	-	-
	台風 15 号	風水害			不明	-	-	-
57	台風 10 号	風水害	8. 1 ～ 2	台風 10 号による被害。総雨量 202mm（伊根）	124	-	-	-
58	58 年 5 月 津波	津波	5. 26	秋田沖地震（M6.9）による津波被害	不明	-	-	-
	台風 10 号	風水害	9. 27 ～ 28	台風 10 号の影響による大雨被害 総雨量 平田 165mm 碓総合牧場 170mm 最大時間雨量 平山 12mm 碓 16mm 瞬間最大風速 20.5/sec（碓牧場） 全地域被害拡大	不明	-	-	-

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

住宅被害（戸）					被害総額（千円）						
全壊	流出	半壊	浸床上	浸床下	農林	水産	土木	商工	住宅	その他	総額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	23,822	-	3,590	-	-	-	27,412
-	-	2	-	14	111,815	-	-	-	-	-	-
-	-	1	-	-	12,956	34,000	27,531	-	580	4,350	79,417
-	-	3	-	14	39,531	100	26,429	30	-	7,570	73,660
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	4	34	151,022	-	46,540	-	-	-	197,472
-	-	-	1	5	15,700	13,000	27,356	-	-	-	56,056
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1,467	4,300	-	-	-	-	5,767
3	-	25	-	-	30,900	1,050	38,130	11,120	13,900	-	95,100
-	-	-	-	-	44,730	-	10,290	-	-	-	55,020
-	-	-	-	-	5,600	800	-	-	-	-	6,400
-	-	-	16	25	171,455	-	166,550	2,650	-	-	340,655
-	-	-	-	-	-	4,248	-	-	-	-	4,248
-	-	-	-	-	6,500	4,542	7,836	-	-	-	18,878

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

年次	名称	災害の種類	月日	災害の概要 (激甚地)	被害者 総数	人的被害 (人)		
						死者	不明者 行方	負傷者
62	62年4月波浪	波浪	4.21		-	-	-	-
	台風19号	風水害	10.16 ～17	台風19号の影響による被害	-	-	-	-
63	63年7月豪雨	水害	7.21		-	-	-	-
	63年8月豪雨	水害	8.25		-	-	-	-
	63年9月豪雨	水害	9.28		-	-	-	-
平成 元	台風17号		8.27	台風17号の影響による被害	-	-	-	-
	元年11月波浪		11.1 ～2		-	-	-	-
2	貨物船 油流出事故	海洋 汚染	1.25 ～2.31	マリタイム・ガーデニア号 座礁燃料流出事故 伊根町貨物船油流出事故応急対策本部 H.1.27 設置 H2.6.9 解散 積載燃料916トン(重油) 回収作業期間1.29～3.31 回収量(サンドバック)45,872袋 出勤人数7,682人	-	-	-	-
	台風19号		9.19 ～20		-	-	-	-
3	3年2月波浪		2.15 ～17		-	-	-	-
	3年8月大雨	水害	8.6		-	-	-	-
	台風19号	波浪 風水害	9.27 ～28		-	-	-	-
4	4年7月大雨	水害	7.1 ～14		-	-	-	-
	4年10月大雨	水害	10.15		-	-	-	-
5	台風13号	風水害	9.4		-	-	-	-
6	夏期渇水	干ばつ	7～8 月		-	-	-	-
7	7年5月大雨	水害	5.11 ～12		-	-	-	-
8	8年6月大雨	水害	6.24 ～26		-	-	-	-
	台風12号	風水害	8.11 ～15		-	-	-	-
9	貨物船油流出 事故	海洋 汚染	1.2 ～2.19	ナホトカ号 座礁燃料油流出事故「伊根町N号油流出 事故対策本部」 H2.1.8 設置 H2.2.19 解散 「伊根町N号油流出事故災害対策本部」 H2.2.19 設置 H2.5.15 解散	-	-	-	-
	9年6月28日 台風8号	風水害	6.26 ～29	農林道路肩決壊、畦畔崩壊	-	-	-	-

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

住宅被害（戸）					被害総額（千円）						
全壊	流出	半壊	浸床上	浸床下	農林	水産	土木	商工	住宅	その他	総額
-	-	-	-	-	10,100	2,200	-	-	-	-	12,300
-	-	-	-	-	11,200	3,300	73,600	-	-	-	88,100
-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	-	10,000
-	-	-	-	-	18,000	-	17,600	-	-	-	35,600
-	-	-	-	-	46,200	200	18,500	-	-	300	65,200
-	-	-	-	-	3,268	1,366	-	-	-	-	4,634
-	-	-	-	-	-	43,490	25,000	-	-	-	68,490
-	-	-	-	-	-	243,670	-	-	-	-	243,670
-	-	-	-	-	145,030	66,300	24,345	8,000	-	720	244,395
-	-	-	-	-	-	-	1,002,320	-	-	-	1,002,320
-	-	-	-	-	10,400	-	7,100	-	2,000	5,000	24,500
-	-	-	-	3	5,647	23,300	165,000	-	-	18,528	212,475
-	-	-	-	-	-	-	35,200	-	-	-	35,200
-	-	-	-	-	27,900	-	14,300	-	-	-	42,200
-	-	-	-	-	3,260	-	7,000	-	-	-	10,260
-	-	-	-	-	22,000	-	-	-	-	-	22,000
-	-	-	-	-	29,350	-	14,000	-	-	-	43,350
-	-	-	-	-	-	-	3,502	-	-	-	3,502
-	-	-	-	-	2,380	-	1,756	-	-	-	4,136
-	-	-	-	-	-	35,809	-	-	-	1,751	37,560
-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	34,675	34,775

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

年次	名称	災害の種類	月日	災害の概要 (激甚地)	被害者 総数	人的被害 (人)		
						死者	不明者 行方	負傷者
10	10年1月20日大雪	雪害	1.19 ～20	ビニールハウスの倒壊	-	-	-	-
	10年2月25日町道地滑り	地すべり	2.25	町道畑谷峠線地滑り I=80m、W=40m 6,800 m ²	-	-	-	-
	10年8月6日大雨	水害	8.6 ～7	崖崩れ	-	-	-	-
	10年9月22日台風7・8号	風水害	9.21 ～23	道路崩壊、河川決壊、畦畔崩壊	43	-	-	-
11	11.1.10大雪	雪害	1.8 ～11	ビニールハウスの倒壊	-	-	-	-
	11.6.29大雨	水害	6.29 ～30	道路崩壊、河川決壊、畦畔崩壊	-	-	-	-
	11.9.15大雨 (台風16号含む)	風水害	9.14 ～15	床下浸水、道路崩壊、河川決壊、畦畔崩壊	3	-	-	-
	11.9大雨 (台風18号含む)	風水害	9.21 ～25	床下浸水、漁具破損	1	-	-	-
12	12.11.1～2 の大雨	大雨	11.1 ～2	土木施設の破損	-	-	-	-
13	13.1.15大雪	大雪	1.15 ～22	住家の一部破損	-	-	-	-
14	14.7.9大雨	水害	7.9 ～10	土木施設の破損	-	-	-	-
	台風7号	水害	7.16	土木施設の破損	-	-	-	-
	14.9.7大雨	水害	9.7	農林施設、土木施設及び教育施設の破損	-	-	-	-
16	16.5.10大雨	大雨	5.1	農林施設の破損	-	-	-	-
	台風15号	台風	8.19	農林施設の破損	-	-	-	-
	台風18号	台風	9.7	農林施設の破損	-	-	-	-
	台風21号	台風	9.29	農林施設、土木施設及び教育一説の破損	-	-	-	-
	台風23号	台風	10.2	伊根観測所：総雨量156mm、24時間雨量151mm、太鼓山風力発電所：風速45.6m/s、間人地域気象観測所：風速26m/s 暴風により蒲入地区の住家では甚大な被害を受けた	-	-	-	6
17	台風14号	台風	9.7	船舶被害	-	-	-	-
	17.12.14大雪	大雪	12.14	住家損壊、ビニールハウス破損	-	-	-	-
18	18.7.15大雨	大雨	7.15 ～24	農林施設及び土木施設破損	-	-	-	-
19	19.1.6強風	強風	1.6 ～7	ビニールハウス破損	-	-	-	-
	19.3.5強風	強風	3.5	ビニールハウス破損	-	-	-	-
	19.5.10強風	強風	5.1	ビニールハウス破損	-	-	-	-

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

住宅被害（戸）					被害総額（千円）						
全壊	流出	半壊	浸床上	浸床下	農林	水産	土木	商工	住宅	その他	総額
-	-	-	-	-	2,268	-	-	-	-	-	2,268
-	-	-	-	-	-	-	193,368	-	-	-	193,368
-	-	-	-	-	3,338	-	-	-	-	-	3,338
-	-	-	-	12	83,249	-	398,150	-	-	69,460	550,859
-	-	-	-	-	3,250	-	-	-	-	360	3,610
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104	104
-	-	-	-	2	11,000	-	6,000	-	-	30,500	47,500
-	-	-	-	1	-	3,500	-	-	-	510	4,010
-	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-	2,000
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,948	56,948
-	-	-	-	-	-	-	2,523	-	-	-	2,523
-	-	-	-	-	-	-	3,619	-	-	-	3,619
-	-	-	1	38	124,100	-	270,348	-	-	130,716	525,164
-	-	-	-	-	1,500	-	-	-	-	-	1,500
-	-	-	-	-	20,030	-	-	-	-	-	20,030
-	-	-	-	-	3,000	-	-	-	-	-	3,000
-	-	-	-	-	67,850	-	49,200	-	-	5,168	122,210
-	-	68	-	-	266,834	-	66,491	-	-	210,077	550,950
-	-	-	-	-	-	15,000	-	-	-	-	15,000
-	-	-	-	-	28,580	-	-	-	-	-	28,580
-	-	-	-	-	99,014	690	59,780	-	-	-	159,484
-	-	-	-	-	104	-	-	-	-	-	104
-	-	-	-	-	3,000	-	-	-	-	-	3,000
-	-	-	-	-	67,850	-	49,200	-	-	5,168	122,210

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

年次	名称	災害の種類	月日	災害の概要 (激甚地)	被害者 総数	人的被害 (人)		
						死者	不明者 行方	負傷者
21	21. 8. 9 大雨	大雨	8. 9	農林施設破損	-	-	-	-
23	23. 1. 26 大雪	大雪	1. 26	ビニールハウス破損	-	-	-	-
	23. 5. 10 大雨	大雨	5. 1	ビニールハウス破損	3	-	-	-
	台風 2 号	台風	5. 29	農林施設及び土木施設破損	-	-	-	-
	台風 15 号	台風	9. 21	農林施設破損	-	-	-	-
24	24. 2. 2 大雪	大雪	2. 2	ビニールハウス破損	-	-	-	-
	24. 4. 3 暴風	暴風	4. 3	ビニールハウス破損、消防車庫破損	-	-	-	-
	24. 12. 5 暴風	暴風	12. 5	ビニールハウス破損	-	-	-	-
25	25. 3. 18 暴風	暴風	2. 2	ビニールハウス破損	-	-	-	-
	25. 4. 6 暴風	暴風	4. 6	ビニールハウス破損	-	-	-	-
	25. 8. 31 大雨	大雨	8. 31	落雷により 2 時 30 分停電 (伊根地区、大原、新井: 432 戸)	-	-	-	-
	台風 18 号	台風	9. 15	住家床下、旧朝妻小学校床上浸水 農林施設及び土木施設破損	3	-	-	-
	台風 26 号	台風	10. 15	水産施設被害 ビニールハウス破損	-	-	-	-
	台風 26 号	台風	10. 25	農林施設破損	-	-	-	-
26	台風 19 号	台風	10. 13	農林施設被害 水産施設被害	-	-	-	-
29	台風 5 号	台風	8. 8	農業被害	-	-	-	-
	台風 18 号	台風	9. 17～ 9. 18	農林施設被害 畜産施設被害 公共土木施設被害 筒川破堤	-	-	-	-
30	平成 30 年 7 月豪雨	大雨	7. 5～ 7. 8	農業施設被害 公共土木施設被害	-	-	-	-
	台風 20 号	台風	8. 23～ 8. 24	農業被害	-	-	-	-
	平成 30 年 9 月 7 日からの大雨	大雨	9. 9～ 9. 10	農業被害	-	-	-	-
	台風 24 号	台風	9. 30～ 10. 1	農業施設被害 公共土木施設被害 筒川破堤	-	-	-	-
令和 元	台風 17 号	台風	9. 22～ 9. 23	農業被害	-	-	-	-
	台風 19 号	台風	10. 12～ 10. 13	農業施設被害 公共施設被害	-	-	-	-
2	令和 2 年 1 月 8 日からの暴風	暴風	1. 8	農業施設被害	-	-	-	-

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

住宅被害（戸）					被害総額（千円）						
全壊	流出	半壊	浸床上	浸床下	農林	水産	土木	商工	住宅	その他	総額
-	-	68	-	-	266,834	-	66,491	-	-	210,077	550,950
-	-	-	-	-	-	15,000	-	-	-	-	15,000
-	-	-	-	-	28,580	-	-	-	-	-	28,580
-	-	-	-	-	99,014	690	59,780	-	-	-	159,484
-	-	-	-	-	104	-	-	-	-	-	104
-	-	-	-	-	300	-	-	-	-	-	300
-	-	-	-	-	930	-	-	-	-	313	1,243
-	-	-	-	-	186	-	-	-	-	-	186
-	-	-	-	-	270	-	-	-	-	-	270
-	-	-	-	-	60	-	-	-	-	-	60
-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	3	37,402	-	1,500	-	-	50	38,952
-	-	-	-	-	420	6,640	100	-	-	150	7,310
-	-	-	-	-	4,500	-	-	-	-	-	4,500
-	-	-	-	-	440	50	-	-	-	1,376	1,470
-	-	-	-	-	1,051	-	-	-	-	-	1,051
-	-	-	12	25	161,191	-	205,800	-	-	23,760	390,751
-	-	-	-	1	20,782	-	34,000	-	-	-	54,782
-	-	-	-	-	48	-	-	-	-	-	48
-	-	-	-	-	435	-	-	-	-	-	435
-	-	-	1	14	39,799	-	135,000	-	-	-	174,799
-	-	-	-	-	64	-	-	-	-	-	64
-	-	-	-	-	300,815	-	-	-	-	944	301,759
-	-	-	-	-	235	-	-	-	-	-	235

1 第4節 本町の地勢と災害要因、災害記録

(2) 地震

年次	名称		月日	町内の被害状況等
昭和2	地震	北丹後	3.7	亀島地区の小学校入学前の子ども1人が家屋倒壊の下敷きとなって死亡し、ほかに峰山町と市場村へ出稼ぎ中の者が2名死亡した。その他、ため池の破損（朝妻村2か所）と、田地の被害が本庄村1町歩、伊根村3反歩等が報告されている。この地震はその後余震が続き、宮津測候所（京都測候所宮津出張所）の観測によると、3月21日までの15日間に727回の多数にのぼり、地域の人々は地震再来の流言におびやかされた

家屋被害状況			
住家		非住家	
半壊 38	全壊 16	半壊 39	全壊 11

第5節 震災の想定

1 基本方針

本節における地震被害想定を行うに当たっては、『簡易型地震被害想定システム』（（財）消防科学総合センター発行）を用いた。これにより得られた結果は、現時点で予想される本町の最大被害見積りの把握に当たっての一つの目安であり、本計画（震災対策計画編）の前提とするものである。

なお、平成24年8月29日には、南海トラフにおける巨大地震に関する震度、津波等の想定が公表されている。この想定では、最大の想定震度が5強となっており、下記の想定地震の震度を下回ることが想定されている。

また、上記に加え、府が公表する「地震・津波による人的被害・建物被害、京都府地震被害想定調査、日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定（平成29年、令和5年公表）について」と政府地震調査研究推進本部の地震に関する情報を記載する。

2 本町の想定地震

『[新編]日本の活断層一分布図と資料』（（財）東京大学出版会 発行）によると、本町付近において過去に発生した主な地震は4つある（次図参照）。この4つの地震について『簡易型地震被害想定システム』（（財）消防科学総合センター発行）を用いて調査を行った結果、宮津市と与謝野町（旧野田川町域）の境付近を震源地とするM7.3の地震が、本町に最も影響を及ぼすことが分かった。

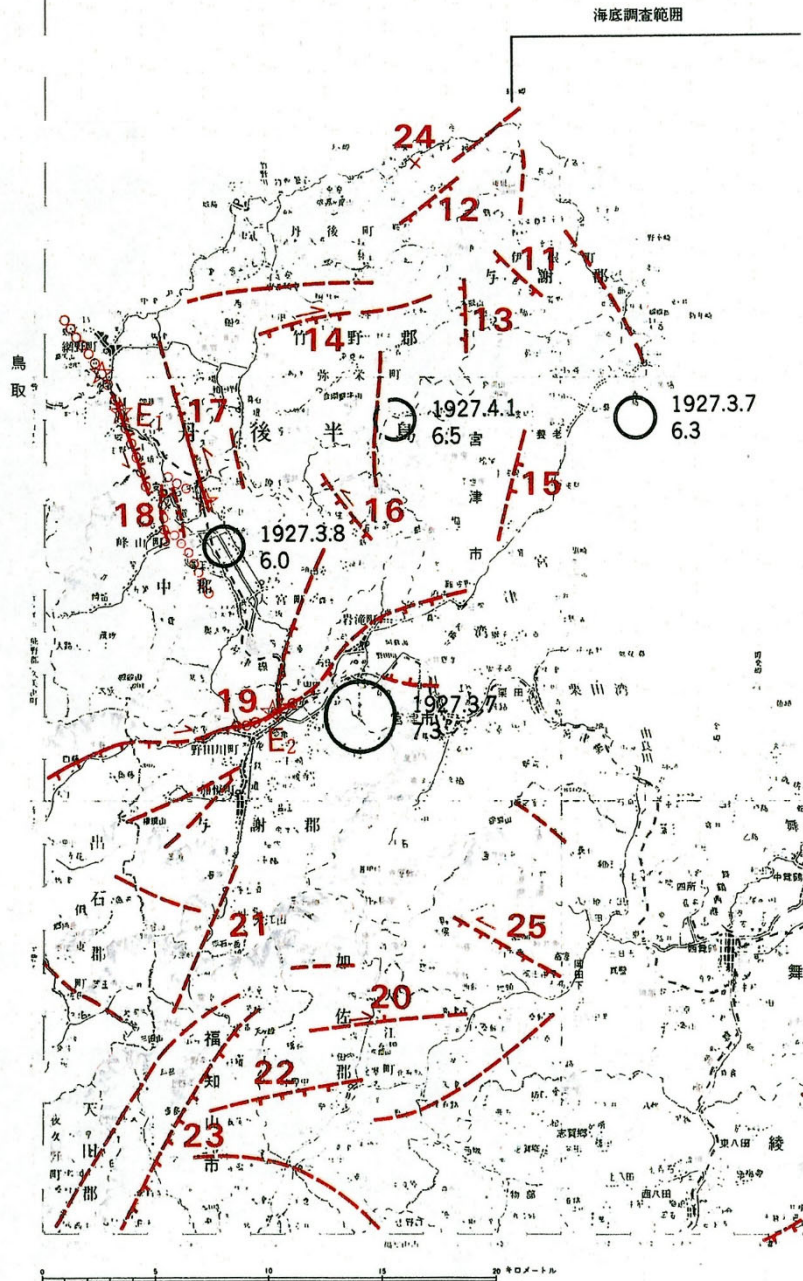
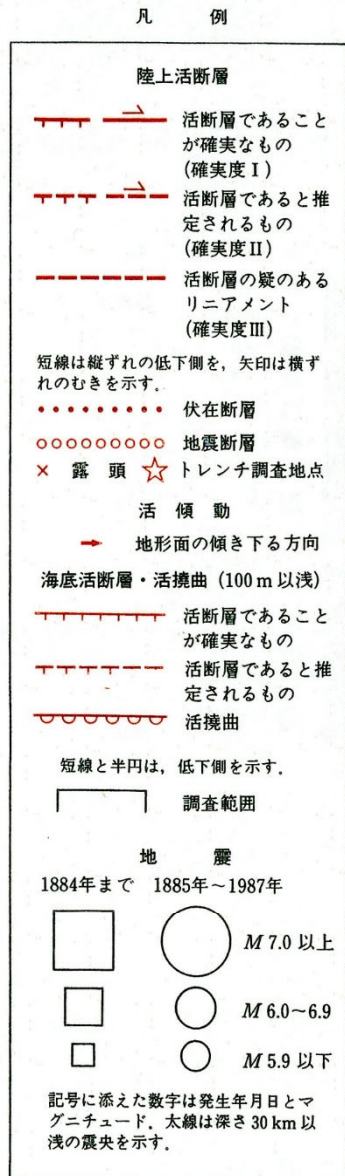
従って、本町における想定地震をこの地震と定めた。

なお、『簡易型地震被害想定システム』を用いるに当たっては、阪神・淡路大震災を教訓とするため、想定地震発生日時は、1月17日午前5時46分とした。

想定地震

項目	想定内容
震源位置	北緯 35° 32′ 東経 135° 09′
震源の深さ	10 km
M	7.3
地震発生日時	1月17日午前5時46分

活断層と過去の地震

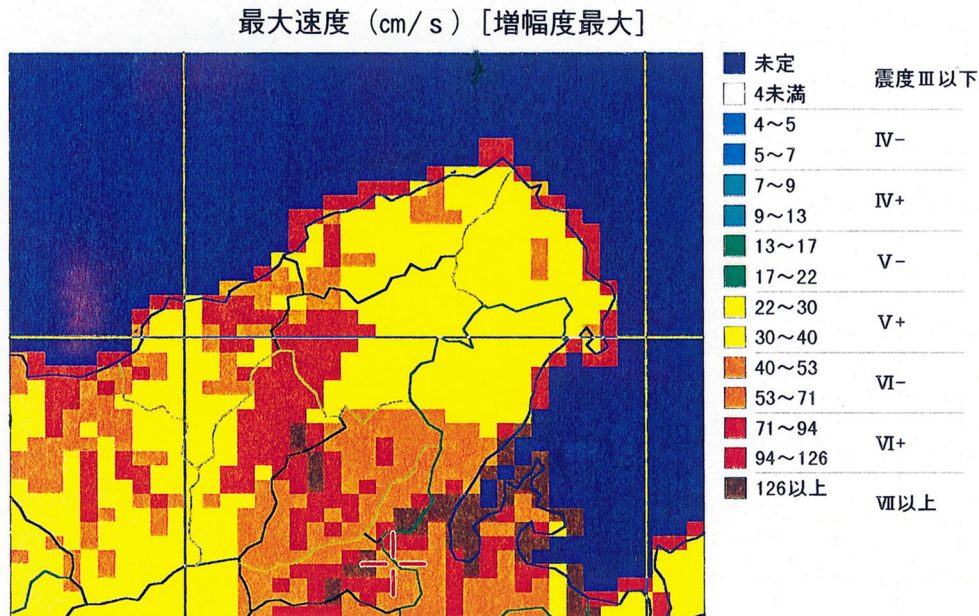


3 被害予測

想定地震について『簡易型地震被害想定システム』を用いて調査した結果は、次のとおりである。

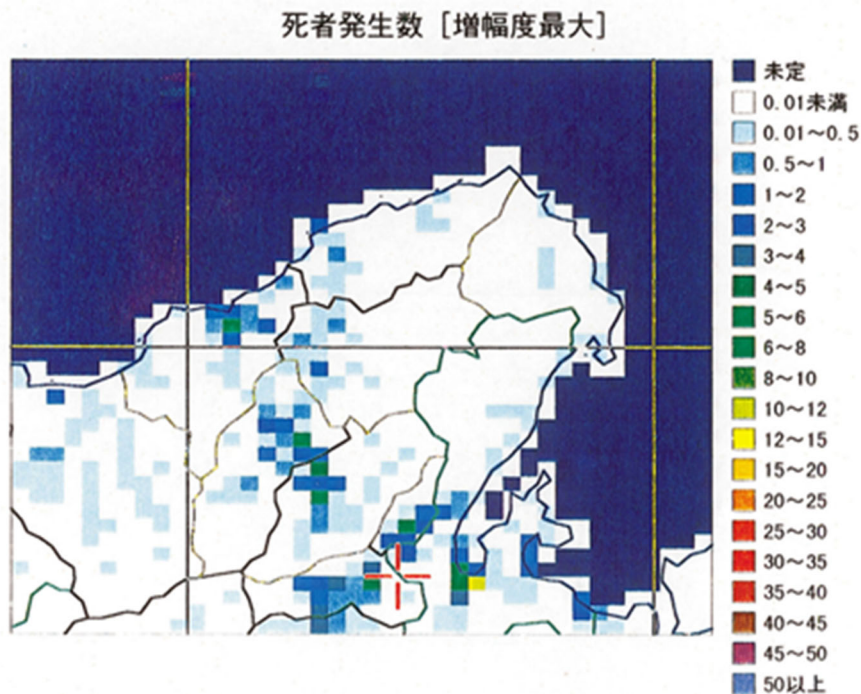
(1) 震度予測

海岸沿いで震度6強、内陸で震度5強～6弱である。町域全体にわたって強い揺れが生じると考えられる。



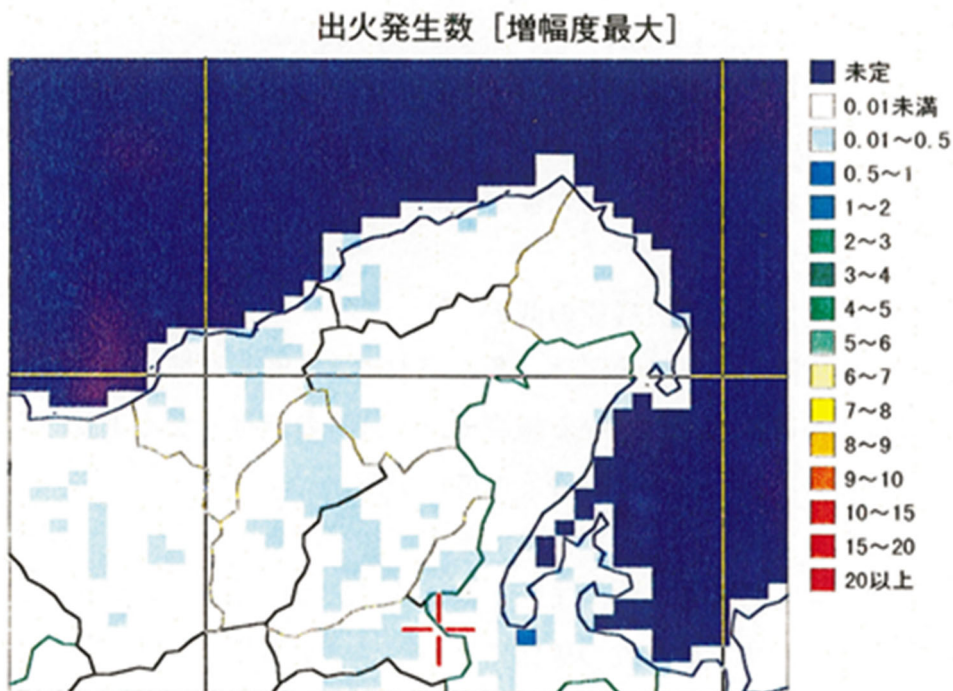
(2) 死者発生数

町域において、死者が発生する可能性は低いが、最悪の場合、数人の死者が出ることが考えられる。また、このことから、負傷者が発生する可能性は低くないと推定される。



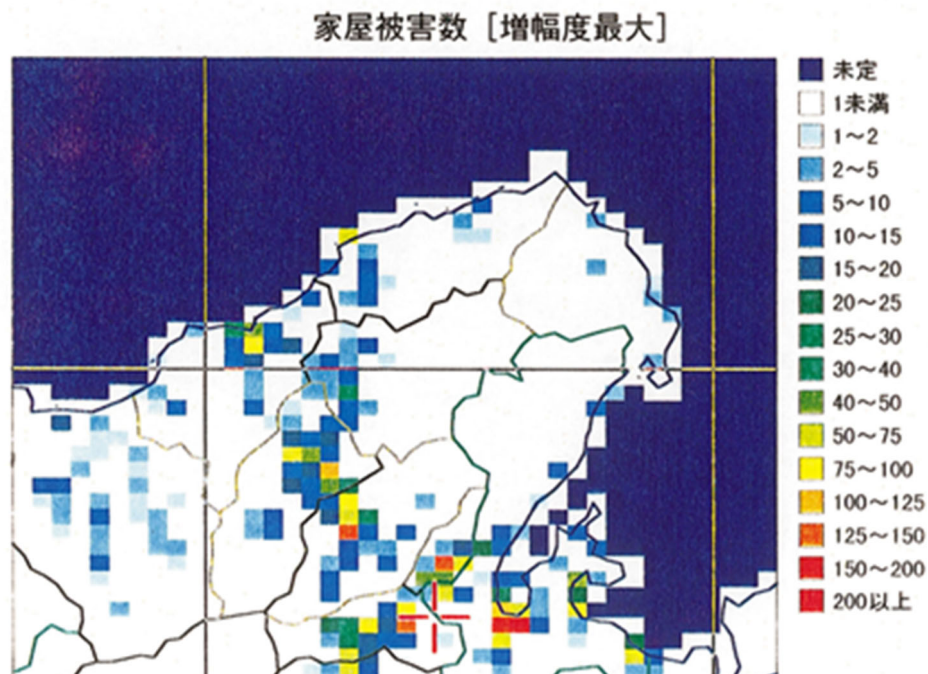
(3) 出火発生数

想定地震により火事が発生する可能性は低いが、これは地震発生時刻を午前5時46分と設定していることを考慮にいれなければならない。住民が、家事等のために火を使うことが多い時間帯であれば、出火危険度は高まると推測されるため、注意が必要である。



(4) 家屋被害数

町域全体で、およそ10～20棟程度の被害が予想される。



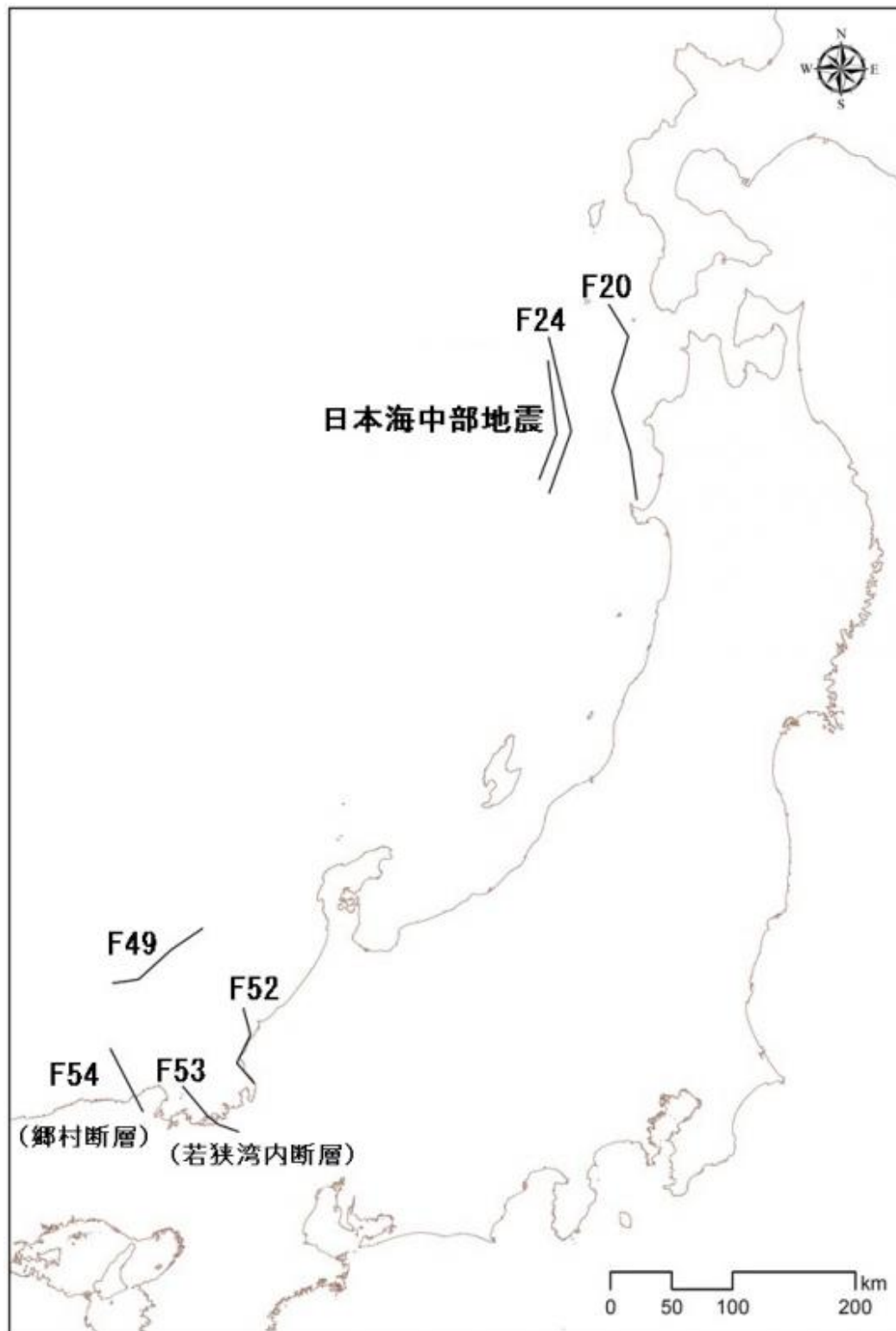
1 第5節 震災の想定

4 地震・津波により想定される被害

地震・津波被害総括表

断層名 () 内は 公表年を記載		伊根町									京都府計		
		最大 予測 震度	人的被害					建物被害			最大 予測 震度	人的被害	
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難 者数 (人)	全壊 (棟)	半壊 ・一部 半壊 (棟)	焼失 建物 (棟)		死者数 (人)	負傷者 数 (人)
				(人)	重傷者 数 (人)								
花折断層帯	花折断層帯 (R6)	5 弱	—	—	—	—	—	1	4	—	7	4, 660	60, 830
	桃山-鹿ヶ谷 断層 (H20)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	6 強	2, 300	23, 600
黄檗断層 (H20)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	6 強	800	13, 200
奈良盆地東縁断層帯 (R7)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	520	6, 260
西山断層帯	亀岡断層 (H20)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	400	6, 900
	檜原-水尾断層 (H20)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	1, 300	17, 800
	殿田－神吉－ 越畑断層 (R7)	5 弱	—	—	—	—	—	—	1	—	7	1, 000	18, 410
	光明寺-金ヶ原 断層 (H20)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	800	14, 300
三峠断層 (R7)		5 強	—	—	—	—	—	3	8	—	7	430	2, 700
上林川断層 (R7)		5 強	—	—	—	—	—	3	8	—	7	430	2, 990
若狭湾内断層 (H20)		5 弱	—	—	—	—	30	10	30	—	5 強	0	60
山田断層帯 (R7)		6 強	4	18	4	7	78	144	345	2	7	540	3, 000
郷村断層帯 (R7)		6 強	3	16	3	6	69	138	326	1	7	1, 010	4, 870
上町断層帯 (H20)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	6 弱	90	3, 700
生駒断層帯 (R7)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	990	10, 030
琵琶湖西岸断層帯 (H20)		5 強	—	—	—	—	30	10	30	—	6 強	1, 100	36, 500
有馬 －高 槻断 層帯	有馬－高槻断 層 (R7)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	1, 320	16, 000
	宇治川断層 (H20)	4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	1, 200	22, 800
木津川断層帯 (R7)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	420	5, 710
埴生断層 (R7)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	7	330	5, 800
養父断層 (H20)		5 強	—	—	—	—	150	40	160	—	7	700	7, 200
和束谷断層 (H20)		4	—	—	—	—	—	—	—	—	6 強	400	5, 500
東南海・南海地震 (H20)		5 弱	—	—	—	—	110	40	110	—	6 弱	130	6, 200
南海トラフ地震		5 強	—	—	—	—	／	—	／	—	6 強	860	2, 660

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定（平成29年公表）



断層名		伊根町									京都府計		
		最大 予測 震度	人的被害					建物被害			最大 予測 震度	人的被害	
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難 者数 (人)	全壊 (棟)	半壊 ・一部 半壊 (棟)	焼失 建物 (棟)		死者数 (人)	負傷者数 (人)
				(人)	重傷者 数 (人)								
日本海 中部地震	計	1	0	10	0	—	30	0	70	—	1	0	50
	地震		—	—	—	—		—	—	—		—	—
	津波		0	10	0	—		0	70			0	50
F 20	計	3	0	30	10	—	70	0	150	—	3	0	150
	地震		—	—	—	—		—	—	—		—	—
	津波		0	30	10	—		0	150			0	150
F 24	計	3	10	50	20	—	120	10	230	—	3	30	170
	地震		—	—	—	—		—	—	—		—	—
	津波		10	50	20	—		10	230			30	170
F 49	計	5 強	50	30	10	—	170	50	290	—	5 強	200	190
	地震		—	—	—	—		—	—	—		—	—
	津波		50	30	10	—		50	290			200	180
F 52	計	5 強	40	40	10	—	250	30	480	—	6 弱	60	430
	地震		—	10	—	—		10	—	—		—	240
	津波		40	30	10	—		20	480			60	190
F 53 (若狭湾 内断層)	計	7	100	330	90	40	1, 050	770	1, 100	310	7	1, 180	8, 270
	地震		50	290	80	40		750	850	310		880	7, 940
	津波		50	40	10	—		20	250			300	330
F 54 (鄉村 断層)	計	6 強	10	110	20	10	330	190	500	0	7	5, 410	18, 020
	地震		10	90	10	10		190	400	0		5, 400	17, 970
	津波		0	20	10	—		0	100			10	50

5 防災課題の整理

(1) 地震火災の延焼

火災発生の危険性が比較的高いと予測されている地区は、木造密集地域で、狭隘な道路が多く、延焼危険度も高い。地震発生時には建物等の倒壊により、消防車両等の通行が妨げられる可能性がある。

従って、火災の延焼に対し、現有の消火力だけで対応することは困難であるため、自主防災組織等による迅速な初期消火活動と、迅速な広域応援体制の確立が重要である。また、消防水利施設についても、震災時に消火栓が機能障害を起こす可能性を考慮して、耐震性水槽等の整備に努める。

(2) 重要防災施設の被災による防災機能の低下

地震災害に対する危険度が高い地域は、多くの木造住宅密集地域であるため、そのような地区内には、避難所等に指定されている施設や、災害時の拠点となる重要防災施設も多い。従って、これらの施設も被害を受ける可能性が高い。

このため、防災上重要な施設については、耐震点検・診断等を実施し、必要に応じて適切な補強工事等を実施する必要がある。また、避難施設については、耐震性の向上に加え、地震災害や土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。